## 四街道市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な 集団活動事業の利用支援事業実施要綱の制定について

## 1 制定の目的

本要綱は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条第1項第4号の 規定に基づく地域子ども・子育て支援事業として、小学校就学前の子どもを対象とした 多様な集団活動の利用に係る給付金を支給することにより、当該活動の利用者における 経済的負担を軽減し、もって多様な事業者の参入促進及び能力活用を図ることを目的と して制定するものです。

## 2 事業の概要

次のとおり国が示す要綱と同様の基準で給付事業を実施します。

対象施設等を利用する満3歳以上の幼児の保育料
対象幼児1人当たり月額20,000円
保護者からの申請に基づく償還払い
主な基準は①~⑤のとおり
3歳児20人につき1人+4歳以上児30人につき1人
(最低2人以上)
職員のうち3分の1以上が幼稚園教諭、保育士等
保育室の面積:幼児1人当たり1.65 ㎡以上
必要設備:調理室、トイレ、手洗用設備、遊具等
※いずれも野外保育の場合を除く
開所時間:概ね1日4時間以上8時間未満
開所日数:週5日以上かつ年間39週以上
消火用具の設置
非常災害に対する計画策定及び訓練の実施
教育・保育計画等の作成
幼児の健康管理・安全管理
職員・幼児の処遇に関する帳簿の整備
適切な会計処理
国、県、市それぞれ3分の1ずつ

## 3 要綱の案文

要綱の案文につきましては、別紙「四街道市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱(案)」をご参照ください。